

令和6年度サテライトオフィス等施設整備費補助金

市内にサテライトオフィス等の情報通信技術を活用したテレワークが可能な施設を設置しようとする者に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

【令和6年度予算額100万円】

※予算額に達した場合、募集を締め切りますのでお早めにご申請ください。

☆テレワークとは？ 情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。

☆サテライトオフィスとは？ 事業者が本拠の事業所から離れた場所に設置する、テレワークができるよう情報通信機能等を備えた事務所又は営業所であること。

■補助内容

項 目	内 容		
交付対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社のいずれかであること。 ・市内に本社及び事業所を有しないこと。 ・市内に新たにサテライトオフィス等を開設し、速やかにテレワークを開始しようとする者であること。 ・サテライトオフィス等を1年以上継続して運営することを誓約できること。 ・自らが使用する目的で開設するサテライトオフィス等であること。 ・国、県等地方公共団体の出資を受けていない者であること。 ・貸金業（貸金業法第2条第1項に規定するものをいう。）を行っていないこと。 ・宗教活動又は政治活動を行っていないこと。 ・連鎖販売取引（特定取引に関する法律第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。）、訪問販売（同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。）、電話勧誘販売（同条第3項に規定する電話勧誘販売をいう。）その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う事業者でないこと。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める事業者でないこと。 ・暴力団等の反社会的勢力と関わりがないこと。 		
補助対象経費	<p>サテライトオフィス等の開設に必要な経費のうち次の費用を対象とします。 ※サテライトオフィス等の開設に要した経費として、明確に区分できない経費は除く。</p> <p>①施設整備費 サテライトオフィス等を新築する場合に要する調査設計費、工事費等の経費（土地取得費を除く。）及び既存の建築物をサテライトオフィス等に活用する場合に要する建築物の取得、増築、改築、模様替え、修繕等の経費（建築物の賃借料を除く。）</p> <p>②通信環境整備費 通信回線引込み工事、有線LAN、無線LAN等の通信機器購入費等通信環境の整備に要する経費（通信回線利用料等のランニングコストを除く。）</p> <p>③器物・機器購入費 プリンター、コピー機、机、イス等の購入費用（パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報通信端末を除く。）</p>		
補助額等 ※1,000円 未満切捨	補助率	補助上限額	交付回数
	2/3以内	100万円	1事業者当たり1回まで

<p style="text-align: center;">補助金申請 の流れ</p>	<p>(1) 交付申請【申請者→市】 事業開始前に次の書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ■ サテライトオフィス等施設整備費補助金交付申請書（第1号様式） ■ 事業計画書（第2号様式） ■ 収支予算書（第3号様式） ■ 積算内容を確認できる書類（位置図、設計書、図面、工程表、見積書等の写し、施工前の写真等） ■ 賃貸した建築物をサテライトオフィス等に改修して利用する場合には、当該物件の賃貸借契約書の写し及び所有者の同意書 ■ サテライトオフィス等を1年以上継続して運営することを記した誓約書 ■ 事業者の定款又は規約及び登記簿謄本の写し ■ 事業者の最新年度における決算書の写し ■ 事業者の概要が分かる資料（会社パンフレット等） </p> <p>(2) 決定通知【市→申請者】 補助金決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。</p> <p>(3) 実績報告【申請者→市】 事業が完了して（すべての経費を支払って）から14日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ■ サテライトオフィス等施設整備費補助金実績報告書（第4号様式） ■ 収支決算書（第5号様式） ■ 積算内容を確認できる書類（請求書及び領収書の写し、施行後の写真等） </p> <p>(4) 確定通知【市→申請者】 補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。</p> <p>(5) 補助金交付請求【申請者→市】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金等交付請求書（規則第5号様式） </p> <p>(6) 補助金交付【市→申請者】</p>
<p style="text-align: center;">問い合わせ先 ・ 申請先</p>	<p style="text-align: center;">二本松市役所産業部商工課企業誘致係 住所：〒964-8601 福島県二本松市金色 403-1 TEL：0243-55-5121 FAX：0243-22-8533</p>